危害予防規程（変更）許可申請について

１　火薬類の製造業者は危害予防規程を定め都道府県知事の許可を受ける必要があります。

　　　火薬類の製造業者は、災害の発生を防止するため、保安の確保のための組織及び方法その他経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければなりません。また、危害予防規程を変更する場合も認可を受けることが必要です。

なお、軽微な変更の工事に伴い危害予防規程の変更が必要となる場合は、危害予防規程変更届を提出してください。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 危害予防規程（変更）許可申請書（様式第２） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 危害予防規程の控え | 1 | 危害予防規程には、経済産業省令 (規則第６条)に掲げる事項を定めること。 |
| 変更明細書 | 1 | 危害予防規程を変更した場合に限る。  変更箇所を摘示すること。 |

３　手数料

　　不要

４　申請の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３  　ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９  　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第２（規則第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整 理 番 号 |  |
| ×審 査 結 果 |  |
| ×受　理　日 | 年　　月　　日 |
| ×許 可 番 号 |  |

危害予防規程（変更）認可申請書

年　　月　　日

　鳥　取　県　知　事　様

（代表者）氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　　　　　　称 |  |
| 事務所所在地（電話） |  |
| 製造所所在地（電話） |  |
| （代表者）住所氏名 |  |
| 変更の場合はその変更の内容 |  |

別紙添付書類　１　危害予防規程

２ 変更のときは、当該変更の概要を記載した書面

　備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　×印の欄は、記載しないこと。